

企画県土警察常任委員会資料

(平成21年8月21日)

- 1 美保基地投下訓練中に発生した投下物の
誤落下について【政策企画総室】・・・1ページ
- 2 広域地方計画の決定について【政策企画総室】・・・2ページ
- 3 関西広域連合（仮称）に係る検討の状況等について【政策企画総室】・・・4ページ
- 4 「連携・共同事務検討協議会」の設置について【政策企画総室】・・・7ページ
- 5 平成21年度普通交付税（市町村分）の交付額
（7/28閣議報告）について【自治振興課】・・・9ページ
- 6 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の利用できる
事務の拡大について（鳥取県個人情報保護審議会の答申）【自治振興課】・・・11ページ
- 7 IJU（移住）希望者等の住宅確保に関する
協定の締結について【移住定住促進室】・・・13ページ
- 8 8月9日～10日の大雨による公共交通機関への影響等について
【交通政策課】・・・14ページ

企 画 部

美保基地投下訓練中に発生した投下物の誤落下について

平成21年8月21日
政策企画総室

7月30日(木)午前8時50分頃、航空自衛隊美保基地が実施した物料投下訓練中、同基地所属のC-1型輸送機から、美保湾に訓練用投下キットが誤落下しました。その概要は、次のとおりです。

1 訓練用キット誤落下の概要

- (1) 発生日時 平成21年7月30日(木) 午前8時50分頃
- (2) 落下場所 美保基地北東5.6km付近の美保湾内の海上
- (3) 落下物 海上救難用投下キット(訓練用)
※長さ1m、直径30cm、重さ10kg×5、それぞれがロープで繋がっている。なお、キットの中には、火工品及び油類は入っていない。
- (4) 発生状況 物料投下訓練中、高度約150mを飛行中の美保基地所属C-1型輸送機から、投下エリア(美保基地内)手前においてキットが落下した。投下キットは、ベルトとナイロン製のひもで固定することになっているが、機体後部の扉を開け、ベルトを外した直後に落下したものの。
- (5) 原因 航空自衛隊で調査中

2 誤落下による被害等

付近に船舶等はなく、被害なし。

なお、誤落下した訓練用キットは、同日午前10時15分頃、海上保安庁により回収され、美保基地に引き渡しされた。

3 県の対応

同日中に、鳥取県知事名で、美保基地司令に対し、「地域住民や漁業関係者に多大な不安を与えた、県民の安心・安全を守る立場として誠に残念」として嚴重に抗議するとともに、「原因究明と再発防止に万全を期すとともに、一層の安全対策を行うよう」申し入れした。

【経緯】

- 8:50 頃 誤落下発生
- 10:10 頃 美保基地渉外室から、県へ誤落下について電話で第一報
(訓練エリア外落下、被害なし、漁業協働組合に連絡済みの件)
- 10:15 頃 海上保安庁により、誤落下した訓練キットを全部回収
- 11:00 頃 美保基地渉外室から、誤落下の概要等についてファクシミリにより、第二報
- 11:10 頃 知事、副知事、防災局、交通政策課、水産課、空港港湾課、県民室に状況を報告
- 11:46 美保基地のプレス発表終了
- 15:00 美保基地司令に対し、鳥取県知事名による申し入れ書を発出

広域地方計画の決定について

平成21年8月21日
政策企画総室

平成21年8月4日付けで、広域地方計画が国土交通大臣により決定されました。

1 広域地方計画

広域地方計画とは、昨年7月に閣議決定された「国土形成計画（全国計画）」を受け、広域ブロックの自立的発展に向けた、国土づくりの将来像や地域戦略など、今後概ね10年間の地域（全国8ブロックごと）のグランドデザインをとりまとめたもの。

広域地方計画策定に当たっては、地方公共団体、経済団体等からなる法定協議会等において検討・協議を重ね、また、市町村からの計画提案やパブリックコメントなど多様な地域の意見が反映されている。

★平成20年7月4日 全国計画の国土交通大臣決定

★平成21年8月4日 広域地方計画の国土交通大臣決定

2 本県が参画する広域地方計画

(1) 中国圏広域地方計画（副題：「瀬戸内海・日本海に臨む基幹産業と里山の資源で創る交流圏域」）

《主なプロジェクト》

プロジェクト名	概要
日本海沿岸における北東アジアゲートウェイプロジェクト	環日本海定期貨客船航路の維持・活用、中海圏域の拠点都市機能強化
基幹的交通・情報通信ネットワーク整備プロジェクト	山陰自動車道や鳥取自動車道等交通ネットワークの整備促進
中国圏の歴史・文化発信まるごと観光推進プロジェクト	山陰海岸や山陰文化観光圏を活用した広域観光の振興
里地・里山・里海における農林水産業の再生プロジェクト	中山間地対策に係る二地域居住、I J Uターンの推進、農林水産業の振興

(2) 近畿圏広域地方計画（副題：「知と文化を誇り力強く躍動する関西」）

《主なプロジェクト》

プロジェクト名	概要
関西の魅力巡りプロジェクト	山陰海岸の地質遺産保全やジオツーリズムの共同展開による圏域を越えた広域観光の振興
広域物流ネットワークプロジェクト	日本海沿岸の港湾空港機能の充実と戦略的活用、高規格幹線道路網整備など、圏域を越えた広域的物流機能を強化
広域医療プロジェクト	ドクターヘリの配備や交通ネットワークの整備による圏域を越えた広域医療体制の整備

3 今後について

同計画第5章「計画の効果的な推進」に基づき、個別のプロジェクトごとにモニタリング指標（環日本海定期貨客船年間旅客乗降客数など）を設け、毎年度成果状況を中国圏広域地方計画協議会、近畿圏広域地方計画協議会等で確認することで進行管理。適宜、方向性等の見直しを行い、着実かつ効果的な計画の推進を図る。

※モニタリング指標については、現在策定中。

関西広域連合（仮称）に係る検討の状況等について

平成21年8月21日
政策企画総室

平成21年8月4日（火）に開催された関西広域連合（仮称）に係る分権改革推進本部会議（第5回）の概要及び他県における検討の状況は、次のとおり。

1 分権改革推進本部会議（第5回）の概要

（1）開催概要

- ①期日 平成21年8月4日（火）
- ②場所 リーガロイヤルNCB（大阪市北区中之島）
- ③出席者 秋山関西広域機構会長、井戸兵庫県知事、西川福井県知事、嘉田滋賀県知事、山田京都府知事、橋下大阪府知事、仁坂和歌山県知事、飯泉徳島県知事、江畑三重県副知事、奥田奈良県副知事、林鳥取県企画部長 ほか

（2）意見交換の概要

①総論

- 府県議会で検討されているが、設立について結論を得る段階に至っていない。
- 府県民・府県議会に説明するためには、関西広域連合（仮称）の事務内容、経費メリットなどについて、わかりやすく示す必要がある。

②意見交換において出された主な意見

- 広域連合の事務局は、総務企画業務など集中して実施したほうが良い事務を除き、事務ごとに定めた幹事府県へ事務局を設置する「分散型」にするなど、簡素で効率的な組織体制が基本。
- 広域連合で行う事務の内容及び経費的なメリットの整理が必要。
- 国の地方支分部局からの事務の移譲については、第1・第2フェーズの段階から国に対して姿勢を明確にすることも必要。
- 府県民・府県議会へ広域連合の周知をはかると同時に、具体的な内容について平行して検討。
- 次回の本部会議（12月を予定）で設立案を定め、規約案等はしかるべき時期に足並みをそろえて府県議会へ上程できるよう、各府県が努力。

③本県の意見

- 関西広域連合（仮称）への参加を検討するうえでの本県の考え方を整理した「関西広域連合（仮称）設立に向けた検討について」（別添）に基づき、本県の考え方を主張。

（3）申し合わせ等

- 福井県及び奈良県は、広域連合設立当初からの参加には消極的であり、ワーキンググループにも入らない。
- 三重県は、広域連合設立当初からの参加には消極的であるが、ワーキンググループによる検討には加わる。
- 意見交換をふまえ、各府県（三重県は留保）が次のとおり申し合わせた。

分権改革推進本部は、本日、第5回本部会議を開催し、「関西広域連合」（仮称、以下同じ。）の設立について意見交換を行い、関西からこの国のあり方を変えようという志のもと、下記のとおり申し合わせた。

記

- 1 特別委員会を設置するなど、議会との議論が本格化しているため、関係府県により更なる検討・調整を行い、議会との十分な審議を行う中で、早期の規約案の上程に向けた具体的な準備を進める。
- 2 分権改革推進本部は、上記1の進捗状況を踏まえ、次回本部会議において、「関西広域連合設立案」を定めるものとする。

以上
(三重県 留保)

【補足】

- ・広域連合が行う業務内容や経費等について具体的な検討を行うために、2府6県（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県、三重県、徳島県及び鳥取県）が参加するワーキンググループを設置。

2 各府県における関西広域連合（仮称）の検討状況

(1) 現状

関西広域連合（仮称）の設立については、現在「関西広域機構 分権改革推進本部」において設立案を検討するとともに、その参画について各府県で検討を進めているところ。

(2) 関係府県における検討状況

府県名	検 討 状 況
京 都 府	○「関西広域連合（仮称）」に関する特別委員会を設置（平成20年12月） ・4回開催。（2/5、3/11、6/12、7/8）
大 阪 府	○関西広域連合（仮称）調査特別委員会を設置（平成21年5月） ・3回開催（6/22、7/13、8/7）
兵 庫 県	○広域連合に関する特別委員会を設置（平成21年6月） ・2回開催（6/17、7/16）
徳 島 県	○関西広域連合（仮称）調査特別委員会を設置（平成21年7月） ・1回開催（7/21）
滋 賀 県	○地方分権・行財政対策特別委員会の重点事項として検討 ・関西広域連合（仮称）に関する事項が議題となった直近の委員会・・・6/17
和 歌 山 県	○行政改革・基本計画等に関する特別委員会の重点事項として検討 ・従来は常任委員会で審議しており、特別委員会としては未審議

※奈良県、三重県及び福井県は、常任委員会等で適宜対応

関西広域連合(仮称)設立に向けた検討について

平成21年8月4日
鳥 取 県

○広域連合と府県行政とで二重行政を生ぜず、効率的で経費メリットが説明できることが必要であることから、関西広域連合が取り組む事務については、メルクマールにのっとり、府県及び政令市を補完する事務に絞り込むとともに、簡素で効率的な組織・事務執行体制とすることが必要。なお、関西広域機構は、関西地方における官民協力モデルとして有効なものであり、事務を絞り込んだ関西広域連合と歩調を合わせて関西地方の発展に寄与する仕組みとすることが必要。

- ◆広域連合の事務は、「補完性の原則」をふまえ、真に広域連合で行うべき事務に限定するとともに、新たな組織の設置を必要最小限とし、簡素で効率的な組織体制とすることが必要。(例えば、各分野の事務執行を参加府県で分担したり、選挙管理委員会などの行政委員会を府県の行政委員会と併任とするなど)
- ◆さらに、国の地方支分部局からの移譲事務においても、広範な事務を広域連合で行うのではなく、府県民サービスの向上と効率性の視点から、府県及び政令市が移譲を受けて直接実施すべき事務(例えば国道・河川の管理等)と広域連合が移譲を受けて実施すべき事務とを整理することが必要。

○上記の視点から、関西広域連合の予算についても極力縮小を図るとともに、分賦金の算定方式には人口規模や参加事業を反映した方式とすることが必要。

- ◆関西広域連合に参加する各府県は、分賦金について各府県民及び府県議会に対する説明責任を負っており、最少の経費で最大の効果が上がるよう、効率的かつ適正な予算を編成することが必要。
- ◆また、事業費はもとより、総務費及び人件費等の算定に当たっては、例えば取り組む事業費の額や人口規模等を考慮するなど、部分参加や参加団体の規模を考慮した分賦金の算定方法とすることが必要。

○広域連合参加には、府県議会、住民の理解が不可欠であることから、スケジュール前提での議論ではなく、各府県の検討状況をふまえ、関西広域連合の設立に向けて柔軟に対応することが必要。

- ◆広域連合への参加に当たっては、二重行政を生じないことや費用対効果などのメリットについて、県民や議会の理解を十分に得ることが必要。については、参加を検討している府県が、各府県民及び府県議会の理解を得るために必要な時間が確保できるよう、スケジュールありきではなく、柔軟な対応が必要。

「連携・共同事務検討協議会」の設置について

平成21年8月21日
政策企画総室

県から市町村への権限移譲（まだら模様の解消）のほか、市町村間や県と市町村との間における事務の共同処理など、連携・共同による行政運営を進めることとし、県にも市町村にもメリットがあるかたちでその実現を図るため、その内容を包括的に検討する「連携・共同事務検討協議会」を次のとおり新たに設置することについて、県・市町村行政懇談会（平成21年8月5日開催）において合意しました。

1 課題・問題意識

- 県・市町村とも、厳しい財政状況の中、行財政改革を進めながら住民に対して必要な行政サービスを今後も安定的に提供していくためには、広域的な連携による事務の実施など、市町村間や県と市町村との間で共同して事務処理を行うなどの新たな事務執行方法を見出し、実施に移していくことが必要。
- 一方、様々な分野において、県と市町村との間に二重行政が存在。また、県から市町村に対し、権限移譲を行っているが、まだら模様となっているなど、県、市町村の双方にとって非効率な分野がある状態。
- 地方分権を推進していく中で、基礎的自治体の業務体制の充実が求められており、体制整備を進める必要がある。

2 「連携・共同事務検討協議会」の設置

- (1) 設置 東部、中部、西部（日野郡を除く）、日野郡の各圏域ごとに設置
- (2) メンバー 市町村：市町村長
県：副知事
- (3) 業務 ・連携・共同事務の具体的な項目及び手法について協議・検討
(現在検討している税務、土木、福祉や、消費相談窓口などのほか、観光分野や農業分野、地域振興などについても、幅広く協議・検討)
・財政措置、人的支援等について協議・検討

【参考1】地方制度調査会の答申

地方制度調査会が「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方」に関して答申
(平成21年6月16日)

○事務処理方策に関する基本的な考え方

合併による行財政基盤強化のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、市町村が自ら選択できるようにすべき。

【参考2】県と市町村間の事務に係る県内の動き

区 分	状 況
①福祉事務所の町村設置	・住民に身近なサービスは、住民に身近な行政主体で提供するため、日吉津村、日南町及び江府町が福祉事務所を設置予定。(平成22年度)
②共同での事務処理に向けた取組	・税務、土木、福祉の各分野において、県と市町村との間で、業務の共同処理について検討中。 ・日南町、日野町及び江府町と鳥取県とが、3町相互及び3町と県との事務の共同処理その他の日野郡における広域行政事務のあり方を検討する「日南町・日野町・江府町・鳥取県広域行政のあり方研究会」を設置。
③消費相談窓口の設置	・消費者行政の分野において、消費相談窓口を平成21年度中に、県内全市町村が設置。
④行財政運営に関する地区別意見交換	・県と各市町村との間で、行財政運営に関する地区別意見交換を実施。

平成21年度普通交付税（市町村分）の交付額（7/28閣議報告）について

平成21年8月21日

自治振興課

○本県市町村分の普通交付税額は、前年度比+1,940百万円(+2.5%)の増加。また、臨時財政対策債発行可能額を加えると、前年度比+5,754百万円(+6.7%)の増加。

○本年度新たに設けられた地域雇用創出推進費として2,423百万円の増となった。

◇近年の対前年度増減率 H18:△1.2%(+4.9%)、H19:+1.4%(△4.2%)、H20:+5.4%(+3.8%)

◇本年度の予算計上対比（交付税+臨財債ベース） ↑（ ）内は全国（市町村分）

・予算割れ団体なし。市町村で予算計上額を上回った。

【算定内容の主な改正点】

◆「地域雇用創出推進費」を創設

現下の厳しい雇用失業情勢に鑑み、地方公共団体が雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施することができるよう、「地域雇用創出推進費」を創設（平成21年度及び平成22年度）。

<測定単位> 「人口」

<算定額> 全国5,000億円（うち都道府県分2,500億円、市町村分2,500億円）

1 本県の決定額

（単位：千円、%）

区分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額			
	21年度 A	20年度 B	増減額 C(=A-B)	増減率 D(=C/B)	21年度 E	20年度 F	増減額 G(=E-F)	増減率 H(=G/F)
市分	40,004,386	39,739,273	265,113	0.7%	46,165,528	43,709,022	2,456,506	5.6%
町村分	40,288,155	38,613,690	1,674,465	4.3%	44,851,932	41,554,213	3,297,719	7.9%
計	80,292,541	78,352,963	1,939,578	2.5%	91,017,460	85,263,235	5,754,225	6.7%
県分	110,388,496	128,876,867	▲18,488,371	▲14.3%	154,509,104	150,717,285	3,791,819	2.5%

※ 臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するための特例地方債（後年度の普通交付税で全額措置）。

2 主な団体の増加理由（市町村分）

※ただし、臨時財政対策債発行可能額を加えたもので前年度と比較

- ・日吉津村（39.2%増） 地域雇用創出推進費の創設による基準財政需要額の増。市町村民税法人税割の減による基準財政収入額の減。
- ・境港市（15.6%増） 地域雇用創出推進費の創設、下水道費の増による基準財政需要額の増。市町村民税法人税割の減による基準財政収入額の減。

3 普通交付税の交付時期

毎年4、6、9、11月に交付。（4、6月分は前年度交付額に基づき概算交付済み）

【市町村別交付税額】

(単位:千円、%)

区分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額				(参考)	(参考)
	21年度 A	20年度 B	増減額 C(=A-B)	増減率 D(=C/B)	21年度 E	20年度 F	増減額 G(=E-F)	増減率 H(=G/F)	21年度 臨時財政 対策債発 行可能額	21年度 地域雇用創 出推進費に よる増加需 要額
鳥取市	21,517,438	22,139,165	△ 621,727	△2.8%	24,635,845	24,148,417	487,428	2.0%	3,118,407	601,841
米子市	8,259,346	7,871,420	387,926	4.9%	10,064,182	9,034,317	1,029,865	11.4%	1,804,836	298,725
倉吉市	7,104,507	6,922,306	182,201	2.6%	7,865,555	7,412,659	452,896	6.1%	761,048	166,276
境港市	3,123,095	2,806,382	316,713	11.3%	3,599,946	3,113,629	486,317	15.6%	476,851	80,971
岩美町	2,369,254	2,242,049	127,205	5.7%	2,628,424	2,409,037	219,387	9.1%	259,170	56,574
若桜町	1,707,897	1,692,538	15,359	0.9%	1,875,845	1,800,745	75,100	4.2%	167,948	47,351
智頭町	2,428,571	2,348,937	79,634	3.4%	2,663,663	2,500,411	163,252	6.5%	235,092	45,424
八頭町	4,794,451	4,591,246	203,205	4.4%	5,324,932	4,933,045	391,887	7.9%	530,481	164,734
三朝町	1,828,477	1,748,467	80,010	4.6%	2,050,682	1,891,638	159,044	8.4%	222,205	48,813
湯梨浜町	4,060,472	3,905,080	155,392	4.0%	4,537,998	4,212,770	325,228	7.7%	477,526	145,496
琴浦町	3,439,083	3,329,515	109,568	3.3%	3,876,044	3,611,054	264,990	7.3%	436,961	112,994
北栄町	2,929,194	2,815,024	114,170	4.1%	3,324,748	3,069,879	254,869	8.3%	395,554	111,012
日吉津村	106,785	84,419	22,366	26.5%	211,060	151,609	59,451	39.2%	104,275	28,549
大山町	4,831,140	4,661,356	169,784	3.6%	5,360,566	5,002,476	358,090	7.2%	529,426	168,967
南部町	2,945,570	2,877,204	68,366	2.4%	3,286,452	3,096,829	189,623	6.1%	340,882	95,374
伯耆町	2,954,591	2,688,263	266,328	9.9%	3,306,737	2,915,154	391,583	13.4%	352,146	88,622
日南町	2,956,379	2,839,000	117,379	4.1%	3,170,365	2,976,880	193,485	6.5%	213,986	69,377
日野町	1,723,738	1,618,263	105,475	6.5%	1,879,913	1,718,892	161,021	9.4%	156,175	47,303
江府町	1,212,553	1,172,329	40,224	3.4%	1,354,503	1,263,794	90,709	7.2%	141,950	44,134
都市計	40,004,386	39,739,273	265,113	0.7%	46,165,528	43,709,022	2,456,506	5.6%	6,161,142	1,147,813
町村計	40,288,155	38,613,690	1,674,465	4.3%	44,851,932	41,554,213	3,297,719	7.9%	4,563,777	1,274,724
県計	80,292,541	78,352,963	1,939,578	2.5%	91,017,460	85,263,235	5,754,225	6.7%	10,724,919	2,422,537

【参考】全国の決定額

(単位:億円、%)

区分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額			
	平成21年度 A	平成20年度 B	増減額 C(=A-B)	増減率 D(=C/B)	平成21年度 E	平成20年度 F	増減額 G(=E-F)	増減率 H(=G/F)
市町村分	68,087	64,795	3,292	5.1%	81,805	73,634	8,171	11.1%

住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の利用できる事務の拡大について
(鳥取県個人情報保護審議会の答申)

平成21年8月21日
自治振興課

4月21日の企画土木常任委員会で報告した「住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)による本人確認情報の利用できる事務の拡大」について、鳥取県個人情報保護審議会(本人確認情報の保護に関する審議会)へ諮問を行った結果、下記のとおり答申されたので報告します。

1 住基ネットとは

住民サービスの向上と行政事務の簡素化、効率化を図るため、各市町村の住民基本台帳を電気通信回線でネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたもの。

市町村から都道府県へ、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードの各情報が本人確認情報(以下、「情報」という。)として通知され、都道府県は、提供先、利用可能事務を条例で規定することで情報の利用が可能となる。

2 諮問内容(諮問日:4月24日)

鳥取県住民基本台帳法施行条例(以下、「県条例」という。)第2条に規定する情報を利用することができる事務の追加について

- ① 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務・・・16事務(別表のとおり)
- ② 県が市町村に対して住民票の写しを請求している事務・・・4事務(同上)

3 審議経過

(1) 第1回審議会(4月24日)

諮問文の提出、利用拡大を検討している事務の説明及び質疑応答

(2) 第2回審議会(5月27日)

情報の利用に係るセキュリティ(安全性)確保対策の説明及び質疑応答、意見集約

4 審議を通じた主な意見

○事務そのものは利用の必要性を認識できるが、職員の濫用の危険性など、情報を閲覧する際のセキュリティ確保に対する意識づけが必要

→法令で目的外利用は禁止されているが、職員向けの講習会をしっかりと行うことで、一層のセキュリティ確保に努める。

○情報閲覧端末から情報が電子媒体等にコピーされ、持ち出されないか不安

→住民基本台帳法により都道府県知事は情報の安全確保を図るよう定められ、端末の納入に当たっては、電子媒体等へのコピーが制限された仕様になっている。

5 答申内容(答申日:7月23日)

○諮問のあった事務については、住民の利便性の向上及び行政事務の合理化の観点から利用を可とする

○情報の利用に当たってのセキュリティ確保については、現在も必要な対策が図られているが、利用事務の拡大に伴い、利用する職員数が増加するため、職員向けの講習会を充実し、一層のセキュリティ確保に努めること

6 今後の予定

審議会の答申を踏まえ、9月議会に県条例の一部改正を提案予定。

※改正案は、上記20事務のうち、同一の法令に基づく事務をまとめ、知事が利用できる事務13項目、知事以外の県の執行機関(監査委員)が利用できる事務1項目の計14項目として提案予定。

(別表)

(1) 県が住民から住民票の写しの提出を受けている事務

	事 務	利 用 目 的
1	不動産取得税の特例適用に関する事務	申請者の適用条件の確認
2	恩給の支給に関する事務	恩給受給者の支給期間に係る生存確認
3	被爆者健康手帳の交付に関する事務	申請者の居住地確認
4	被爆者の居住地変更の届出に関する事務	届出者の居住地確認
5	戦傷病者手帳の交付に関する事務	申請者の居住地確認
6	戦傷病者の居住地変更の届出に関する事務	届出者の居住地確認
7	介護支援専門員の登録に関する事務	申請者の住所確認
8	介護支援専門員の登録事項の変更の届出に関する事務	届出者の住所確認
9	肥料登録の申請に関する事務	申請者の住所、氏名の確認
10	指定配合肥料の生産業者の届出に関する事務	届出者の住所、氏名の確認
11	特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出に関する事務	届出者の住所、氏名の確認
12	屋外広告業登録及び変更届に関する事務	申請者、法人役員、業務主任者の住所確認
13	家畜人工授精師の免許に関する事務	申請者の居住地確認
14	家畜人工授精師の免許証書書換交付に関する事務	申請者の居住地確認
15	砂利採取業の登録及び登録変更に関する事務	砂利採取業務主任者の氏名、住所、生年月日の確認
16	採石業の登録及び登録変更に関する事務	採石業務管理者の氏名、住所、生年月日の確認

(2) 県が市町村から住民票の写しを取得している事務

	事 務	利 用 目 的
1	県税の賦課徴収及び犯則事案に関する事務	納税通知書の返戻に係る納税義務者の住所確認、滞納者等の住所確認、過誤納金の還付受領者の住所確認、犯則事件の犯則疑者・参考人の住所等の確認等
2	浄化槽管理者への指導に関する事務	浄化槽管理者の住所確認
3	用地取得に関する事務	登記名義人の住所及び生存の確認等
4	住民監査請求に関する事務	請求人の住所確認

I J U (移住) 希望者等の住宅確保に関する協定の締結について

平成21年8月21日
移住定住促進室

1 背景

- ・ 昨今の厳しい雇用情勢を反映し、地方での求職や農林水産業への就業に関心が高まっている。
- ・ 人口が全国最少の鳥取県では、この機会を捉え、農林水産業をはじめとする人材確保が困難な分野に、県外からの I J U (移住) ターンによる人材の受入れを積極的に推進し、人材の確保・育成に努めているところである。
- ・ 移住希望者等が移住を決める上で、就職と住宅の確保が大きなウエイトを占める問題であるが、県外居住者が地域の住宅情報を収集し、希望に合う住宅を確保することは難しく、I J U (移住) ターン希望者受入れの隘路の一つとなっている。

2 協定締結の目的

このため、不動産取引事業者等と県とが協定を締結し、県外からの移住希望者等に対する住宅確保を支援することで、県外からの移住希望者等の受入れを促進する。

3 協定締結の概要

(1) 協定の締結

①事業者名

社団法人 鳥取県宅地建物取引業協会
社団法人 全日本不動産協会鳥取県本部

②協定期間

平成21年8月25日から平成22年8月24日の1年間
※ 協定締結者から終了の意思表示がなければ1年間毎に更新

(2) 協定の内容

- ①移住希望者等に対する住宅等の紹介 (県・市町村からの依頼に基づく)
 - ②不動産取引事業者等の会員への周知、協力要請 (物件照会、マッチング物件の媒介に関して)
 - ③「とっとり移住定住ポータルサイト」との連携
 - ④市町村の空き家バンク等の物件の媒介及び助言等 (市町村からの依頼に基づく)
 - ⑤県外相談会への参加及び物件情報の提供
 - ⑥研修会等への講師派遣及び指導・助言(県からの依頼)
 - ⑦移住希望者等向け住宅の確保及びPR
- } → 全国初の協定項目
→ 広島・山口県に次ぐ協定項目

(3) 調印式の開催

- ①日時等 8月25日(火) 午前10時～10時30分 (於 知事公邸)
- ②調印者 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会長、社団法人全日本不動産協会鳥取県本部長及び知事

4 参考 【他県の協定締結状況 (H21.5 現在) ※県及び(社)宅建業協会等との協定】

県名	締結日	協定名	協定内容 参照3の(2)
島根県	(H18.6.20)	移住希望者等に対する住宅相談・情報提供業務に関する協定	①②
和歌山県	(H18.9.6)	上記	①②③
広島県	(H18.9.15)	上記 + 空き家活用アドバイザー派遣に関する協定	①②③④⑦
山口県	(H19.10.15)	上記 + 空き家登録物件の掘り起こしに関する協定	①②③④⑦
新潟県	(H20.3.18)	上記 + 市町村空き家の不動産取引に関する協定	①②③④
長崎県	(H20.3.25)	上記 + 市町村空き家の不動産取引に関する協定	①②③④
山形県	(H20.7.17)	上記 + 市町村空き家の不動産取引に関する協定	①②③④
富山県	(H21.4.14)	上記 + 市町村空き家の不動産取引に関する協定	①②③④

8月9日～10日の大雨による公共交通機関への影響等について

平成21年8月21日
交通政策課

8月9日～10日の大雨により、鉄道では因美線（智頭町内）及び智頭線（兵庫県佐用町内）が被災して運休・バス代行輸送となり、また高速バスも一部で運休が発生するなど、盆の帰省客等で混雑する中、大きな乱れが生じました。

現在、『特急スーパーはくと』は一部区間でバス代行輸送中ではあるものの全便運行中、普通列車についても一部区間でバス代行輸送しながら運行中ですが、『特急スーパーいなば』については全便運休が続いています。高速バスについては、13日から平常運行に戻っています。

1. 鉄道の状況

(1) 被災状況

① 復旧作業中の箇所

	被災場所	被災状況	復旧の見通し等
1	智頭線(石井～平福間) 東河内トンネル出口上郡方	線路脇コンクリート擁壁の損壊 (高さ8mの擁壁が幅40mにわたり 線路側に張り出し)	8/29復旧完了を目指し 作業中

② 復旧済みの箇所（応急復旧含む）

	被災場所	被災状況	復旧状況
2	因美線（因幡社～智頭間） 市瀬橋下流右岸	橋台洗掘、護岸沈下	8/10応急復旧済 徐行運転中
3	智頭線(石井～宮本武蔵間) 蜂谷トンネル出口上郡方	土砂流入	8/12応急復旧済み
4	智頭線（平福～石井間）	土砂流入	8/17応急復旧済み
5	智頭線（石井～平福間） 平福駅鳥取側	土砂流入	8/13応急復旧済み
6	智頭線（佐用駅） 佐用駅構内及び駅周辺	冠水	8/14応急復旧済 智頭線のみ乗降可能
7	智頭線（久崎駅）	駅リレー室内配電盤浸水	8/11復旧済み

(2) 運行への影響

① 特急スーパーはくと

8/10 運休(全便・全区間)

8/11～一部区間バス代行で運行(8/11 大原～久崎間、8/12～ 大原～平福間)

② 特急スーパーいなば 8/10～運休(全便・全区間)

③ 普通・快速

鳥取～津山間（JR因美線）：8/10バス代行輸送で対応、8/11～平常運行

大原～上郡（智頭線）：8/10運休、8/11～バス代行輸送で対応

(3) 現在の列車運行状況

① 特急スーパーはくと … 一部区間（大原～平福間）でバス代行輸送しながら全便運行中

・上り（倉吉→京都）、下り（京都→倉吉）とも、約1時間遅れで到着

・下り便は車両繰りの関係で、5～11号の京都発時刻が約30分遅れとなる

・現在、指定席券を販売停止中（8/10以前購入の指定席は有効、自由席は現在も購入可能）

② 特急スーパーいなば … 全面運休中

③ 智頭線普通列車 … 一部区間（大原～上郡間）でバス代行輸送中、智頭～大原間は正常運行

(4) 今後の見通し

○コンクリート擁壁部分の復旧を8月29日までに完了させ、翌30日始発から全便運行再開の予定

○復旧までの間は、現在のバス代行輸送を継続予定

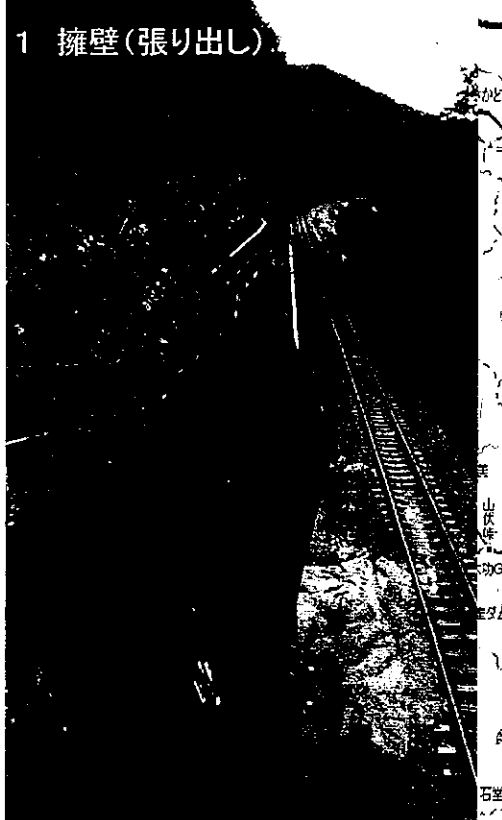
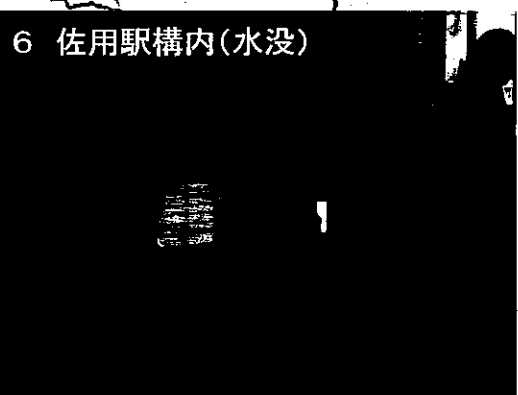
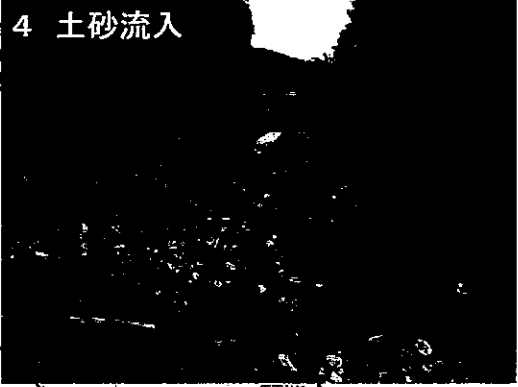
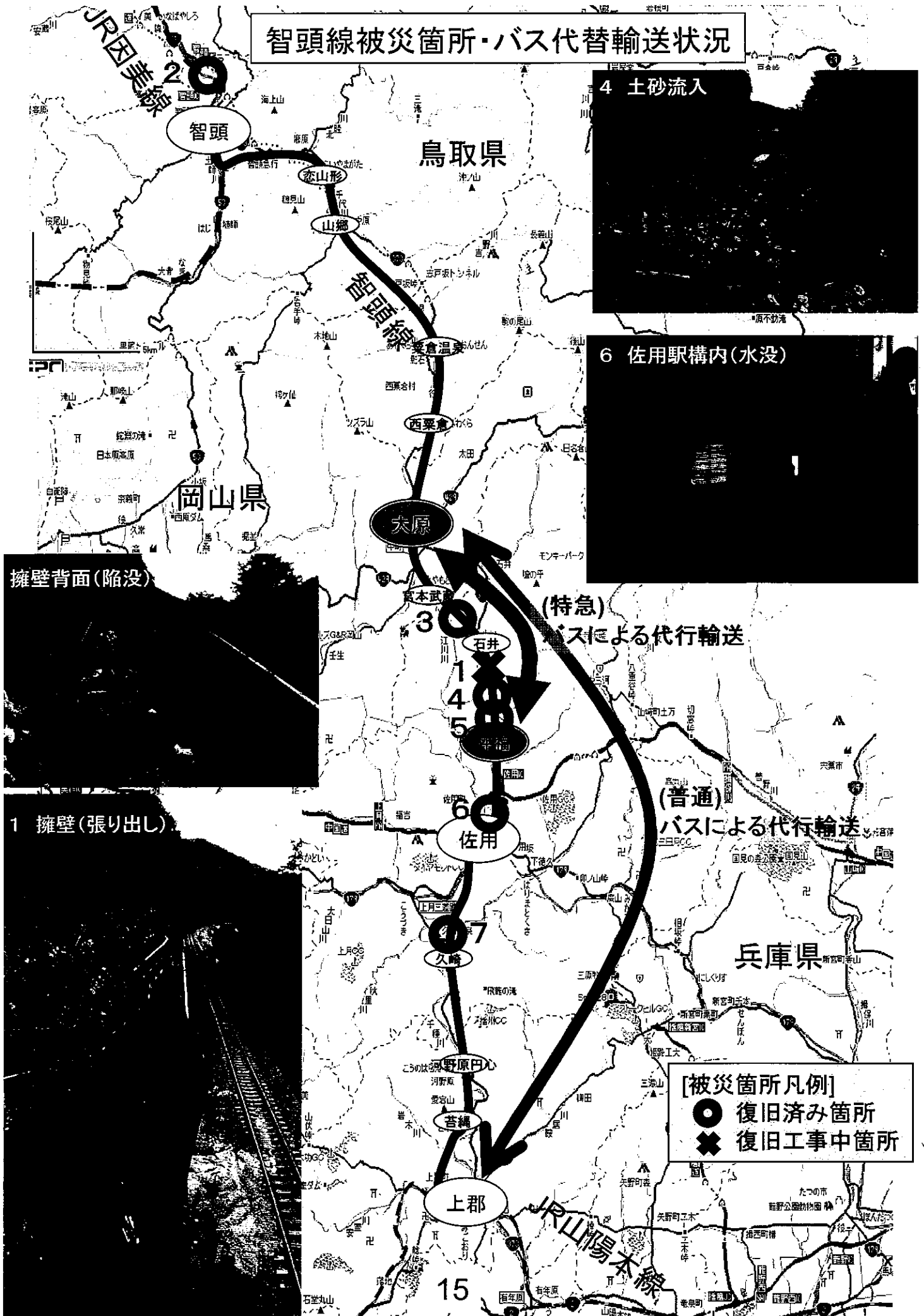
2. 高速バスの状況

8/10 鳥取～大阪・京都線は運休、その他の便は一部ルート変更し運行

8/11～12 鳥取～大阪・京都線は一部ルート変更し運行

8/13～ 平常運行

智頭線被災箇所・バス代替輸送状況



[被災箇所凡例]
 ● 復旧済み箇所
 ◆ 復旧工事中箇所

(特急) 大原
 バスによる代行輸送

(普通) 佐用
 バスによる代行輸送